



### 年金受給者のご家族の方へ

年金を受給している方がお亡くなりになると、年金を受ける権利がなくなるため、「年金受給者死亡届（報告書）」の提出が必要となります。

また、まだ受け取っていない年金や、亡くなった月分までの年金については、未支給年金として、受給者と生計を同じくしていた遺族の方が請求できます。（生計が別の場合は、遺族であっても請求できないことがあります。）

必要書類などは下記のとおりですので、ご確認のうえ、役場住民福祉課で手続きをしてください。

※厚生年金や共済年金受給者で配偶者がいる場合、遺族年金を請求できることがあります。

請求手続きは年金事務所になりますが、役場で必要書類などを確認することができますので、担当までご相談ください。

支給を受けられる範囲	受給者と生計を同じくしていた遺族の方です。配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・それ以外の3親等内の親族（甥・姪・おじ・おば・子の配偶者など） ※請求順位は上記のとおりです。
請求期間	死亡後14日以内
必要なもの	○亡くなった方の年金証書 ※紛失した場合、年金振込通知書（はがき）など。 ○請求者の印鑑 ○請求者の通帳
添付書類	○戸籍（除籍）謄本（受給者のもの） ○住民票除票（受給者のもの） ○戸籍謄本（請求者のもの） ○住民票謄本（請求者のもの） ※役場窓口で申請してください。申請の際、本人確認書類が必要となります。（免許証、個人番号カードなど） ○生計同一関係に関する申立書 ※世帯分離や施設入所していた場合、必要となります。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

### イベント情報!! ヘルスアップin佐井

平成29年12月10日(日)、アルサスしおさいホールで開催します。

午前中は、元気あつぷる体操の実践、各種がん検診の実施や食生活・認知症予防・歯の健康・禁煙関係コーナーの開設、午後からはミニ運動会とお楽しみ抽選会を行います。10時から開催しますが、参加したいイベントに合わせて、お好きな時間帯にお越しください。

寒い季節は、家に閉じこもりがちになりますが、会場に足を運び、体を動かし、ちょっと頭を使い、大いに笑い、楽しいひとときを過ごしてみませんか。“笑う門には福来る”というように、笑いは人を健康にしてくれます。ミニ運動会で会場を盛り上げ、笑いで包んでくださった方には賞品を準備しています。笑うことで体と心が温かくなり、さらには免疫力もアップし、スッキリした気分になれることと思います。